

1 — 2	受験番号シール貼付欄



見本

第1問 答案用紙<1>
(租税法)

問題 1

問 1

問 2

問 3

問 4

切り離して下さい。

$\frac{2}{2}$	受験番号シール貼付欄



見本

第 **1** 問 答案用紙<2>
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①		<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
②		<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
③		<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
④		<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
⑤		<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

切り離して下さい。

評 点

$\frac{1}{5}$	受験番号シール貼付欄



見本

第2問 答案用紙<1> (租税法)

問題 1

〈解答に当たっての注意事項〉(下記事項によらなければ、配点がないので注意すること。)

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額を記入しなさい。
 (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合及び(1)の純額が0(ゼロ)の場合には、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を明記しなさい。

(単位：円)

当期純利益の金額 1,500,000,000

	加算すべき金額	減算すべき金額
(役員給与)		
専務取締役A		
常務取締役B		
取締役C		

(受取配当等)

(1)受取配当等の額

- ① 完全子法人株式等及び
関係法人株式等に係る
配当等の額
(みなし配当の額を除く)

- ② 完全子法人株式等及び
関係法人株式等のい
ずれにも該当しない株式
等に係る配当等の額
(みなし配当の額を除く)

- ③ みなし配当の額
(D社株式)

- ④ みなし配当の額
(T社株式)

(2)控除負債利子の計算

- ① 負債利子の合計額

- ② 配当の額から控除
する負債利子の額

切り離して下さい。

$\frac{2}{5}$	受験番号シール貼付欄



見本

第2問 答案用紙<2>
(租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(3)受取配当等の益金不算入額		
(4)有価証券・受取配当等に係る その他申告調整額 (源泉徴収税額等を除く)		
(減価償却資産の償却費等)		
建物 1		
建物 2		
機械装置 1		
機械装置 2		
器具備品		
(租税公課等)		
要処理番号 1 について		
要処理番号 2 について		
要処理番号 3 について		
要処理番号 4 について		
要処理番号 5 について		
要処理番号 6 について		
(交際費等)		
新営業所社屋落成式関係費用		
その他の費用		

切り離して下さい。

$\frac{3}{5}$	受験番号シール貼付欄



見本

第2問 答案用紙<3> (租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(関係会社取引)		
(1)について		
(2)について		
(寄附金)		
支出寄附金		
(1)について		
(2)について		
(3)について		
(4)について		
寄附金の損金不算入額		

(法人税額の計算)		
課税所得金額		2,500,000,000
法人税額		
所得税額控除額		
中間申告分の法人税額		300,000,000
納付すべき法人税額		00

切り離して下さい。

$\frac{4}{5}$	受験番号シール貼付欄



見本

第2問 答案用紙<4> (租税法)

問題 2

1. 所得金額の計算 (単位：円)

(1) 不動産所得の計算

- ① 青色申告特別控除前の所得金額
- ② 青色申告特別控除額(租税特別措法 25 条の 2)
- ③ 不動産所得の金額

(2) 給与所得の計算

- ① 給与等の収入金額
- ② 給与所得控除額(所得税法 28 条 3 項)
- ③ 給与所得の金額

(3) 雑所得の金額 △ 70,000

(4) 総所得金額(所得税法 22 条 2 項一号)

2. 所得控除の金額

- (1) 社会保険料控除(所得税法 74 条)
- (2) 生命保険料控除(所得税法 76 条)
- (3) 配偶者控除又は配偶者特別控除(所得税法 2 条 1 項三十三号, 83 条, 83 条の 2)
- (4) 扶養控除(所得税法 2 条 1 項三十四号～三十四の四号, 84 条)
- (5) 基礎控除 380,000

3. 所得税額の計算

- (1) 課税総所得金額(所得税法 89 条 2 項/千円未満切捨て)
- (2) 課税総所得金額に対する税額(所得税法 89 条 1 項)
- (3) 源泉所得税額(所得税法 120 条 1 項五号)
- (4) 納付税額(百円未満切捨て)

切り離して下さる。

5 — 5	受験番号シール貼付欄



見本

第2問 答案用紙<5>
(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

問 1

課税標準額

課税標準額に対する消費税額

問 2

免税売上高

非課税売上高

課税売上割合

問 3

課税資産の譲渡等のみ要する
課税仕入れの合計額(税込)

その他の資産の譲渡等のみ要する
課税仕入れの合計額(税込)

課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に
共通して要する課税仕入れの合計額(税込)

課税仕入れの合計額(税込)

課税仕入れに係る消費税額

問 4

(1) 個別対応方式

(2) 一括比例配分方式

問 5

(1) 返還等対価に係る税額

(2) 貸倒れに係る税額

(3) 納付すべき消費税額

00

--	--

切り離して下さい。